

令和4年度

内部質保証に関する自己点検・評価書

令和5年7月



自己点検・評価の趣旨

- ・本学が掲げるビジョン、目標・戦略、各種方針を実現し、教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、改善・向上に努めることを通じて、本学の教育研究等の質を保証し本学に対する社会的信頼を確実なものとするため、令和4年3月に「内部質保証に関する規程」を整備した。
- ・このたび、上記規程に基づき、令和4年度の「教育課程」、「学生支援」、「学生の受入」、「施設・設備」に関する自己点検・評価を行ったので、その結果を公表するものである。

評価区分

1. 「教育課程」、2. 「学生支援」、3. 「学生の受入」、4. 「施設・設備」

評価の方法

各区分の担当委員会において活動状況等を点検し、その結果に基づく自己評価を行った。
自己評価は次の3段階：十分に実施している
実施しているが、十分とは言えない点がある
実施していない

根拠規程

- ・内部質保証に関する規程
- ・教学マネジメント委員会規程
- ・学生支援委員会規程
- ・入学者受入委員会規程
- ・施設・設備整備委員会規程

点検・評価の結果

1. 教育課程

1-1. 項目ごとの点検・評価結果

<項目>	<結果>
学位授与方針（DP）が具体的かつ明確である	学部・大学院の目的を踏まえ、人材育成目標及び「何ができるようになるか」に力点を置いた学修目標について具体的かつ明確に示している。
教育課程方針（CP）が、学位授与方針（DP）と整合的である	①教育課程の編成の方針②教育課程における教育・学習方法に関する方針③学習成果の評価の方針が明確かつ具体的に示され、DPと整合性をもって策定している。
教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準である	CPに基づき適切に科目を配置し、カリキュラムマップ・カリキュラムツリーにより体系的に示している。授業科目の内容はDP及びCPに相応しい水準となっている。
学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されている	各授業科目の準備学修等を進めるための基本となる情報をシラバスに記載し、学生に周知している。 対話・討論型授業、多様なメディアを活用した授業など、工夫した学修指導法を積極的に取り入れている。
学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われている	学部段階では担任制や能力別クラス分け、大学院では学修計画の指導等の指導・助言が行える体制、オフィスアワーやネットワークを活用した相談等の体制を整備している。
教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されている	「成績の評価に関する取扱要項」により評価基準を定め、周知している。成績評価のガイドラインを策定の上、成績分布の点検を組織的に行い、偏りが無いことを確認している。
学部・研究科の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されている	卒業・修了要件を定め、教授会で卒業・修了判定に係る審議を行っている。 特に大学院においては、学位論文に係る評価基準・審査手続きを明文化し、基準に沿って判定を行っている。

1. 教育課程

1-1. 項目ごとの点検・評価結果

<項目>	<結果>
学部・研究科の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られている	就職状況や標準修業年限内（×1.5年内）卒業・修了率を確認し、学習成果の確認を行っている。 一部学部及び研究科において標準修業年限×1.5年内卒業・修了率が低い状況にあり、改善が必要である。
その他、各学部・大学院において定める独自項目も含め、教育の質保証にとって必要な事項	学生の学修行動を把握し、学修指導・支援に活用していることについて、学生の履修状況、成績情報とともにディプロマポリシー達成状況をレーダーチャートの形で表示させ、指導に活用している。

※上記の他、各学部・大学院で独自項目を定め、点検を行った。

1-2. 自己点検・評価結果に基づく改善

DP及びCPにおける「研究者倫理」の位置づけを明確化	一部の研究科において、DP及びCPについて「研究者倫理」の位置づけが明確となるよう教育内容に即して改正を行った。
成績評価の不服申し立てにおける窓口の整備	一部の学部、研究科における成績の異議申立てに関する要領について、授業担当教員に直接問合せることが必須となっているような書きぶりを変更するとともに、組織的な窓口の設置に関する内容などを含めた全面的な改正を行った。

※大学機関別認証評価の書面調査及び訪問調査において出た意見への対応

1. 教育課程

1-3. 令和3年度自己点検・評価書における今後の取組への対応

今後の取組	令和4年度の対応
<p>「島根大学ビジョン2021」及び第4期中期目標・計画を踏まえた教育改善に向け、教育課程に関するステークホルダーへの調査の在り方（どのような単位、手法、頻度、内容）の見直しや、授業科目間での重複を避けるための授業科目の内容の調整を行い、「適切な授業科目数」について考え方や基準等を検討する。</p>	<p>① 授業科目の精選に向けた取組 社会の求める人材像を踏まえ、大学全体での3ポリシーの制定・改定や、令和6年度からの大学教育改革（案）をまとめ、教学マネジメント委員会等で各学士課程への説明を行った。新しいカリキュラムは「全学基礎教育」「クロス教育」「専門教育」のカテゴリから構成される。「全学基礎教育」は、既存の全学共通教育から科目区分を見直し、科目を再配置することで調整を図ることとしている。また、3ポリシーの見直し、「クロス教育」の新設にともない、学士課程の専門教育の見直し・授業科目数削減について各部局の検討を進めた。</p> <p>② 多様なステークホルダーから意見を聴取するための調査の見直し 「教育における内部質保証のための関係者からの意見聴取に関する申合せ」を作成し（令和4年4月）、ステークホルダーからの意見聴取の方針を定めた。この方針を踏まえて、大学院修了生からの体系的な意見聴取が実施できていない課題が抽出した。そこで、令和4年度から、実現が可能であった3つの研究科について、意見の聴取を開始した。対象は、大学院修了から5年、10年、20年、30年経過したもので、今後も継続して意見聴取を実施するとともに、未実施の研究科についても意見聴取を行うこととした。</p>

1-4. 今後の取組

第4期中期目標期間中（令和4年度～令和9年度）に全学共通教育を改訂し、新たなリテラシーを身に付けることができる魅力ある全学基礎教育を構築するとともに、特定の専門性に収斂していく学びを提供することに加えて、学問領域横断的な幅広い専門性へと越境していく学び（クロス教育）が展開されるよう教育課程全体を改善していく。

2. 学生支援

2-1. 項目ごとの点検・評価結果

<項目>	<結果>
学生生活、就職等進路、ハラスメントへの相談等	学生生活全般に関する相談体制は、学生相談室を設置している。また、身体的・精神的な健康に関する相談体制は松江及び出雲の保健管理センターで行う体制が整えられ、障がい学生支援室と連携を図りながら、十分な相談支援を行っている。 就職等進路の相談へも専門的知識を持った相談員を配置し、また、就職に係る様々なイベントを開催し就職支援を行っている。 「ハラスメント対策規程」を制定し、ハラスメント防止・対策に関する方針の周知・啓発、研修・講習を実施している。また相談の窓口としてハラスメント相談員を置いている。
課外活動への支援	課外活動施設の整備に加え、運営資金については、学生生活推進会からの支援、また、学生表彰を行い、大学として課外活動の振興を図っている。
留学生への支援	留学生向けの宿舍の提供、チューター制度による生活支援、日本で就職を希望する留学生への情報提供や日本語学習のきめの細かい支援を行っている。
障がいのある学生への支援	障がい学生支援室専任教員等による学生の障がい種別等に応じた個別支援の他、特色ある取組みとして学内資格「島根大学障がい者支援技能士」を創設し、学生サポーターの育成を行っている（令和4年度：354名）。
経済面への支援	大学独自の奨学金制度を含めた奨学金支給や授業料免除、また廉価な学生寄宿舍の提供など、経済的に修学が困難な学生へのサポートを充実させている。
コロナ禍における学生支援	コロナ禍による経済的理由によって修学を諦めることがないように島根大学独自の支援基金による特例授業料免除を含む各種制度による経済的支援を行っている。また、コロナによる健康不安が増大する中、保健管理センターによる体調不良学生へのきめの細かい支援を行っている。

2. 学生支援

2-2. 自己点検・評価結果に基づく改善

奨学金制度の新設

令和4年度からは県内定着奨学金制度を新設し、県内企業の寄附のもと、県内就職を希望する学生に対し、在学中より奨学金を支給した。
(就職活動準備金：学部3年生19名支給、定着準備金：学部4年生13名支給)

2-3. 令和3年度自己点検・評価書における今後の取組への対応

今後の取組

令和4年度の対応

多様な背景を持つ留学生や資質・能力が多様化している障がいをもつ学生への適切な支援に向け、教職員のマンパワーをどのように活用、育成、補充していくかについて、支援体制を見直す。特に、近年増えている日本での就職を希望する留学生への支援策を増加させるとともに、寄附金等大学独自の予算による効果的な支援策を構築していく。

学務情報システムの改修により、共有されるべき支援内容が確実に共有され、速やかな支援に繋がるよう現在も継続して設計を行っている。なお、具体的な改修案として、支援に携わる教職員の負担軽減はもとより、支援が必要な学生及びその支援内容については、履修者名簿出力とともに授業担当教員が必ず確認できるような仕組みを学務情報システムに搭載することを検討していく。

2-4. 今後の取組

多様で複雑な相談内容が増加している中で、各部署の教職員と医師・カウンセラー・障がい学生支援担当教員等の専門職の連携をとるために、学務情報システムの特記事項（学生カルテ）への記入を徹底する他、教職員ハンドブック及び指導マニュアルの積極的な活用やeラーニングによる研修などを実施する。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類の見直しにより、活動の制約を受けていた学生たちが活発になっていくことを想定し、基本的な感染対策は引き続き指導し、アフターコロナにおける活発な課外活動を支援していく。

3. 学生受入

3-1. 項目ごとの点検・評価結果

<項目>	<結果>
<p>学生受入方針が明確に定められている</p>	<p>『「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン』を踏まえ、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」を明確に記載している。</p> <p>特に、各学部の受入れ方針では、学力の3要素（(1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等の能力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を踏まえて記載している。</p>
<p>学生の受入が適切に実施されている</p>	<p>公平・公正な試験実施のため、各学部担当者以外にも全学の協力体制を整えるなど実施体制を整備し、入学者選抜試験を実施している。また、全学として「入試における面接試験の実施について」を作成し、①実施体制等について、②面接試験で見つきたい受験生の可能性や資質・能力について、③面接担当者の心構え、④面接試験における留意点について、⑤評価における留意点について、⑥面接における留意点（具体例）の6項目について記載し、これらを踏まえ面接試験を実施している。</p> <p>令和4年度からは入学者受入委員を設置し、入学者選抜の在り方を全学的に統括・検証する体制を整備している。</p>
<p>実入学者数が入学定員に対して適正な数となっている</p>	<p>令和4年度に実施した学部入試においては、実入学者数が入学定員に対して適正な数となっている。</p> <p>一部の研究科において入学定員に対する実入学者の割合平均が低く、改善の必要がある。</p>

3. 学生受入

3-2. 自己点検・評価結果に基づく改善

面接要領・実技試験要項等の整備

一部の学部及び研究科において、面接要領に不備があったため、整備を行った。

3-3. 令和4年度受審 認証評価における対応及び 令和3年度自己点検・評価書における今後の取組への対応

自然科学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている

令和4年度に学内進学者、社会人、留学生を対象に①～③の取組を実施した結果、大学院自然科学研究科博士後期課程（入学定員15名うち春季入学12名、秋季入学3名）において、開設時からの入学定員に対する実入学者の割合が53%（過去3年間）から67%（過去4年間）へ改善が図られた。

- ①「JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生支援プロジェクト～(S-SPRING)」を活用し、博士後期課程への入学を促進するため、進学説明会や本プログラムの説明会を開催した。
- ②博士後期課程進学者1名を「次世代たたら協創センター」研究員として雇用した。
- ③令和5年度に継続採択された文科省国費外国人留学生優先配置プログラムを活用し、優秀な留学生が入学した。

※令和3年度自己点検・評価書も同様の趣旨の記載あり

3-4. 今後の取組

博士後期課程の入学定員割れの問題を研究科構成員に共有し、今後の改善を図っていくために博士前期課程進学者の意識アンケートを実施し、後期課程への進学を妨げる要因を分析する。

4. 施設・設備

4-1. 項目ごとの点検・評価結果①～法令、安全性及び自主的学習環境等～

<項目>	<結果>
各キャンパス・学部等に必要な校地・校舎の面積及び実習施設等の設置状況	校地・校舎の面積について、大学設置基準を満たすとともに、法令で定める実習施設等を設置している。
地震等による災害に備えた施設・設備の耐震化に係る進捗状況	校舎等の建築物の構造部材及び非構造部材とも、法的義務に基づく耐震診断及び耐震改修を完了している。
施設の長寿命化に資する施設・設備の老朽改善に係る進捗状況	施設・設備の老朽状況を把握し、インフラ長寿命化計画等を策定した上で、毎年度の施設整備事業を選定するなど、計画的に施設・設備の老朽改善を行っている。
安全・防犯面への配慮となる外灯・防犯カメラ等の設置状況	照度が不足する通路等について、外灯の改修・増設等を進めているほか、各キャンパスの全ての進入路付近に防犯カメラを設置している。
障がいのある学生等への配慮となる施設・設備のバリアフリー化の進捗状況	建物出入口のスロープ設置等、構内のバリアフリー化を進めてきた。引き続き、整備内容が確定したものから前倒して実施するとともに、屋外通路の誘導ブロックの整備等を進めていく。
学生が効果的に利用できる自主的学習環境の整備・拡充等の状況	施設の大規模改修に併せ、アクティブ・ラーニング・スペースの拡充等を図っている。

4. 施設・設備

4-1. 項目ごとの点検・評価結果②～附属図書館整備～

<項目>	<結果>
面積・施設用途の整備状況	<p>総延面積は、本館6,826㎡、医学図書館1,819㎡である。両館とも、閲覧スペースのほか、情報端末スペース、アクティブ・ラーニング・スペースを確保し、ユーザーの意見を取り入れつつ学習スペース、什器類を整備している。また、換気方法を従来の気象変化の大きい窓開け方式から機械換気方式に変更し、温度や湿度の安定化を図り学習と資料保存環境の改善を行った。</p>
閲覧座席の整備状況	<p>閲覧や自学習に対応した十分な座席（本館554席、医学図書館219席）を提供している。あわせて、電子書籍、オンラインチュートリアル等の提供にも注力したことから、年間を通じて十分な座席数を確保している。</p>
所蔵資料の整備状況	<p>印刷物982,961冊（本館845,278冊、医学図書館137,683冊）、電子書籍18,564タイトルを提供した。特に、電子書籍については、令和4年度に773冊増加した。</p>
電子ジャーナルの整備状況	<p>第8期学術情報基盤整備計画（令和4～6年度）に基づき整備を行い利用の促進を行った。</p>
開館の状況	<p>令和4年度の開館日数は、本館297日（3,091時間）、医学部図書館319日（2,927時間）であった。新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底し、本学の対策基本方針とも連動することで、開館時間は令和元年度比で、本館が0.5%減少、医学部図書館は0.4%増加となり、コロナ禍以前の開館時間を確保した。</p>

4. 施設・設備

4-1. 項目ごとの点検・評価結果③～ICT環境整備～

<項目>	<結果>
学内LAN（学内ネットワーク）の整備状況	BYODの取り組みに向けた無線LAN環境の整備や学内認証基盤の導入により、教職員や学生等が学内に複数ある情報システムを利用可能としている。
コンピュータやシステムの整備・運用状況	学外データセンターにプライベートクラウド用仮想化基盤を構築し、電力の安定供給・物理的安定稼働・高水準の物理的セキュリティ対策によるBCP対策を行っている。学内外の仮想化基盤を利用してシステムを構築し、リソースを効率的に使用している。
教育への活用状況	Microsoft包括ライセンス利用による教育研究環境の強化及びLMS利用によるオンライン授業の実施など、教育面での支援・活用を行っている。
セキュリティの状況	令和元年10月及び令和4年10月に制定したサイバーセキュリティ対策等基本計画に基づき、セキュリティ対策を実施している。多要素認証機能を必須化し、不正アクセスの防止を行っている。

4-1. 項目ごとの点検・評価結果④～研究設備整備～

<項目>	<結果>
研究設備を全学的な運用方針に則り、戦略的・効果的に整備していること	令和3年度に研究設備マスタープランを策定し、次に掲げる評価基準のもと戦略的・効果的な研究設備導入計画を策定した。①中期目標・中期計画、島根大学ビジョンへの貢献度、本学重点研究との整合性、②研究DXへの対応、③共同利用（共同研究、他機関との連携）、④汎用性・必要性・緊急性、⑤期待される効果、⑥SDGs貢献等の付加的要素
研究設備の利用情報、利用状況等の情報を一元化し効率的な運用体制を構築すること	共同利用機器については、設備利用推進室が管理する共同利用システムに登録して利用情報、利用状況等の情報を一元化し効率的な運用体制を構築している。

4. 施設・設備

4-2. 自己点検・評価結果に基づく改善

スペースの有効活用：コワーキングスペースの設置	令和4年度は出雲キャンパスにおいて、令和3年度より開始したRA・動物実験施設の大規模改修に伴い、RI研究部門のスペースを集約化により確保したスペースをコワーキングスペースへ転用させた。
開館時間の確保	令和3年度の開館日数は本館295日（3,003時間）、医学部図書館242日（2,249時間）であったのに対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底したことで、令和4年度の開館日数は、本館297日（3,091時間）、医学部図書館319日（2,927時間）とコロナ禍以前の水準まで図書館の開館時間を確保した。

4-3. 令和3年度自己点検・評価書における今後の取組への対応

今後の取組	令和4年度の対応
BYODの取り組みや、ウィズコロナ・アフターコロナにおけるオンライン活用拡大等を踏まえ、無線LANアクセスポイントへの接続が増加することによる同時接続数不足を生じさせないよう、アクセスポイントの増設を検討する。	附属図書館においては、PC必携化に伴い需要が増し、繋がりにくかった閲覧室の接続環境の改善を行った。
施設・設備に係るマスタープラン等に基づく長期的な視点からの計画的な施設整備及び整備に伴う財源を確保する。	研究設備の整備計画に基づき、マルチ検出モードプレートリーダー、酸素水素安定同位体比分析装置を導入した。
アクティブ・ラーニング・スペース等について、ニューノーマル時代に向けた効果的なスペース活用策を策定する。	アクティブ・ラーニング・スペース等について、近年はコロナ禍による利用制限も見受けられることから、ニューノーマル時代に向けた効果的なスペース活用策について引き続き検討を行っていく。

4. 施設・設備

4-4. 令和4年度受審 認証評価における対応

バリアフリー化に関する誘導ブロックの整備が遅れている

障がいのある学生の学年進行に対応した施設整備（建物出入り口のスロープ設置、身障者用トイレ整備）を優先的に計画しており、誘導ブロックの整備は令和6年度以降の整備計画として実施していく。

4-5. 今後の取組

ノートPCとスマートフォン等を併用した学習状況が散見され、既存の無線LANアクセスポイントの台数では通信処理が対応しきれなくなる恐れがあるため、Wi-Fi接続環境改善に向けた要因調査や分析を実施する。
また、無線LANアクセスポイントが未整備である書庫等への整備を検討するほか、引き続き閲覧室での接続にも問題が発生していないかの聞き取り調査等を行う。